

仕 様 書

1 機器の名称及び数量

ドラフトチャンバー 一式

ドラフトチャンバー 1台

湿式スクラバーユニット 1台

排気ファン 1台

2 契約の範囲

本仕様に基づく契約の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 別紙「ドラフトチャンバー一式に係る詳細技術仕様」(以下「詳細技術仕様」という。)に基づく機器の設計及び製作
- (2) 既設のドラフトチャンバー (ヤマト科学(株) KFS-150)、湿式スクラバーユニット (ヤマト科学(株) CRW2-19) 及び排気ファン ((株)荏原製作所 マルチエースファン) 等の撤去 (敷地内の指定する場所への搬出までとし、処分は別途県が行う。)、並びに付随する電気、給排水、ガス、その他すべての工事
- (3) 新設のドラフトチャンバー、湿式スクラバーユニット及び排気ファン等の運搬及び据付、並びに付随する電気、給排水、ガス、その他すべての工事
- (4) ドラフトチャンバー等を使用する職員への教育及びその他必要なすべての事項

3 納入場所

所在地：新潟県新発田市豊町3-3-2

新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課ドラフト室 (1階)

(別紙 新発田地域振興局健康福祉環境部検査課平面図を参照)

電話：0254-22-5124 (検査課)

4 納入期限

令和6年1月31日

5 機器の要件

- (1) 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等 (以下「性能等」という。) の要求要件 (以下「技術的要件」という。) は、詳細技術仕様を示すとおりである。
- (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。

6 機器等の搬入、据付に伴う事項

- (1) 受注者は、2 (2) 及び (3) の工事を実施するときは、事前に手順及び日時等について県と協議するものとする。
- (2) 給排水工事及びガス工事については、既存機器の撤去に伴う工事、及び新設機器の設置後の既存配管等との接続工事とする。
- (3) 電気工事については、既存機器撤去に伴う工事、及び既存の配電盤から新設の機器までの接続工事とする。なお、受注者は、新設の機器の電気容量等により必要となる電気室から配電盤までの工事を行うものとする。
- (4) 2 (2) 及び (3) の工事期間中の事故については、県はその責任を負わないものとする。なお、事故が発生した場合は、速やかに県に報告しなければならない。

7 提出書類等

受注者は、契約後、県の指定する期間までに下記の書類等を提出し、承認を受けなければならない。書類等の大きさは、A4 版又は A3 版とする。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 工程表 契約締結後 7 日以内 | 2 部 |
| (2) 完成図書（日本語で書かれたもの） 最終検収後 7 日以内 | 2 部 |
| (3) 封じ込め性能について性能評価を評する書面 最終検収後 7 日以内 | 2 部 |
| (4) 取扱い説明書（日本語で書かれたもの） 納入時 | 2 部 |
| (5) その他県が指定する書類 | 必要部数 |

8 検査

県による現地検査は、次の項目について行うものとする。

- (1) 員数検査
- (2) 外観検査
- (3) 機能検査

詳細については、別途協議するものとする。

9 検収

- (1) 機器の搬入、調整後に県が行う検査の合格をもって検収とする。
- (2) 検査の結果、不合格の場合は受注者の負担において修理又は再施工するものとする。

10 保証及び保守

- (1) 無償保証期間は、検収の日から 1 年間とする。この期間内に発生した県の責によらない故障、破損、性能低下その他の欠陥事項については、受注者の責任において、取替、復旧修理等必要な対策を無償で講じるものとする。
- (2) 前項の保証期間中、受注者は機器等が正常に稼働するための保守点検は誠意をもって実施するものとする。

- (3) 受注者は、機器等に異常が生じた旨県が連絡したときは、技術者の派遣等の対応方針を7日以内に報告し、必要十分な対応を早急を実施するものとする。
- (4) 修理交換部品及び消耗品等が、製造中止後7年間以上供給できることを証明する書面を提出すること。
- (5) 受注者は、県の指定する者に対して、機器等の操作及び保守管理に必要な教育及び技術指導を行わなければならない。教育等の方法及び実施時期等の計画は県と受注者が協議のうえ定めるものとする。

1 1 その他

次の事項に要する経費はすべて受注者の負担とする。

- (1) 撤去、搬入、据付け、調整、検査、検収及び教育等に要するすべての経費
- (2) 本機器の搬入、据付及び調整にあたり建築物、設備等に損害を与えないよう必要な措置を講ずるための経費。なお、損害を与えた場合は受注者の責において原状回復すること。

1 2 仕様書に関する疑義の取扱い

本仕様書に明示されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。

なお、この仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項については、すべて受注者の責務として充足するものとする。